

札幌弁護士会には ハラスメントや性別による差別的取扱いに関する 相談制度があります

札幌弁護士会には「差別的取扱い等及びハラスメントの防止に関する規則」があります。
弁護士業務や弁護士会の会務等におけるハラスメントや性別による差別的取扱いが発生した場合、性差別・ハラスメント相談窓口を利用することができます。

＊2019年10月、性自認や性的指向に関するセクハラや差別も本制度の対象となりました。

また、2022年2月、「パワーハラスメント」と「妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント」も本制度の対象となりました。

1. どのような行為が問題になるの？

★「セクシュアルハラスメント」とは、他人に不快を感じさせる性的な言動をいいます。親しさを表すつもり
の言動であったとしても、相手が不快に感じればそれはセクハラと評価され得ます。

例) ・身体的特徴や容姿の善し悪しを話題にする ・食事等にしつこく誘う

・「男のくせに」「女性らしくスカートを履いてほしい」「(会議などの場に)女性がいないと寂しい」
等の発言をする

・恋愛の対象や交際相手が必ず異性であることを前提に、「彼女いないのか」、「まだ結婚しないのか」などと私的な人間関係について質問をする

・性自認や性的指向を聞き出そうとする

・「おかま」「ホモ」「おネエっばい」等性自認や性的指向を揶揄するような発言をする 等。

★「パワーハラスメント」とは、職場における地位や人間関係などの優位性を背景に、職務等の適正な
範囲を超えて、精神的又は身体的な苦痛を与える言動をいいます。

例) ・気に入らない部下への嫌がらせのために、仕事を与えない

・業務の遂行への必要なもの以上の長期間の叱責や、同僚の面前で人間性を否定する等
の罵倒を行う

・職場外で事務職員を継続的に監視したり、私物を写真撮影したりする

・特に指導されないまま、知らない業務を大量に押しつけられ、質問しても無視される 等。

★「妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント」とは、妊娠や出産、育児休業・介護休業等の利
用に関し、精神的又は身体的に苦痛を与える言動をいいます。

例) ・産休の取得を申し出た事務職員に対し、「休むなら辞めてもらう」と言う

・育児休業を取った男性に対し、「男のくせに取るなんて」と言ったり、単純な雑務しかさせない

・妊娠した女性に対し、「なぜ今妊娠したのか。忙しい時期を避けるべきだった」と言う 等。

★ 「性別による差別的取扱い」とは札幌弁護士会では、弁護士業務や弁護士会の会務などにおいて、生物学的又は社会的な性別を理由とする差別的取扱いをいいます。

例) ・事務職員や修習生の募集・採用の対象を男女のいずれかのみに限定する

・戸籍上の性別と外見上の性別が一致しないことのみを理由に不採用とする

・婚姻・妊娠・出産等を理由として女性に対し不利益取扱いをする 等。

2. 性差別・ハラスメント相談窓口を利用できるのは誰？

- ① 札幌弁護士会会員である弁護士
- ② 札幌弁護士会の職員(法律相談センターの職員も含む)
- ③ 札幌弁護士会で修習したり、札幌に就職活動に来たりしている司法修習生
- ④ 札幌弁護士会刑事弁護センター作成の名簿に載っている通訳
- ⑤ 札幌弁護士会の会員の事務所で研修しているロースクール生
- ⑥ 札幌弁護士会所属の弁護士の事務所で働いている各法律事務所の職員
- ⑦ これらの者になろうとする者、これらの者であった者
- ⑧ 事件の依頼者、相談者(※セクハラと性別による差別的取扱いのみ対象)
- ⑨ ①～⑧の被害を受けているのを見て不快に感じた人も、相談を申し出ることができます。
- ⑩ ①～⑧の被害に関する相談を受けた者

3. 誰からの、どんな場合の行為について相談できるの？

札幌弁護士会の弁護士または職員(各法律事務所の事務職員ではなく、弁護士会に雇用されている職員です)からの行為です。事務所における活動、弁護士会等における活動におけるハラスメント及び性別による差別的取扱いについて相談できます。また、勤務時間内に限らず、歓送迎会や忘年会等の飲み会、弁護士会の行事、観楓会など、職場の人間関係がそのまま持続する場で行われた場合も相談できます。

4. 相談したことは加害者に知られるの？

相談しただけでは、原則として、相談の内容が相談員以外に知られることはありません。

相談の際、相談員からアドバイスを受けて解決方法を見いだせたような場合は、相談だけで手続を終わらせることもできます。その場合は、加害者にも報告はなされません。

単なる相談では解決できないと判断し、被害者から「きちんと調査をして欲しい」という申出をした場合や、特に悪質で必要性が高い場合などは、調査委員会が招集されます。そうすると、加害者側からの聴取も必要になりますし、場合によっては第三者（職場の他の職員など）の聴取がなされることもあります。

5. 相談したことでかえって困ることにはならないの？

被害者が性差別やハラスメントを拒絶したり、抗議したり、相談を利用したことによって、その被害者を不利益に扱ってはいけないと規定されています。悩んでいたら、心配せずに、まずは相談してみてください。

6. 相談の申し出の方法

その1 当会のホームページから相談申込用メールを送る方法

札幌弁護士会のホームページ上に、性差別・ハラスメント相談申込用メールフォームが設置されています。

必要事項を記入して、送信してください。担当副会長（令和4年度は伊藤絢子副会長）が開いて確認します（他の弁護士や職員は確認できませんので、ご安心ください。）。

★札幌弁護士会ホームページアドレス <http://www.satsuben.or.jp/>

その2 相談員に直接電話で申し込む方法

8名の相談員がおり、どの相談員に電話申込みをしても構いません。

ただし、あくまで申込みですので、その電話で相談を行うわけではありません。また、電話をした相談員が、必ずその件の担当相談員になるわけではありませんのでご注意ください。（任期：2023年3月末まで）

「性差別・ハラスメント相談員の●●弁護士お願いします」とおっしゃっていただければ、繋ぐことができる体制にしておりますので、ご遠慮なくお電話ください。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ◎ 弁護士 須田 布美子（すだふみこ） | Tel 011-596-6001 |
| ◎ 弁護士 酒井 謙（さかいけん） | Tel 011-281-3767 |
| ◎ 弁護士 山田 暁子（やまだあきこ） | Tel 011-281-3767 |
| ◎ 弁護士 野口 幹夫（のぐちみきお） | Tel 011-251-7484 |
| ◎ 弁護士 中込 律子（なかごみりつこ） | Tel 011-280-5522 |
| ◎ 弁護士 稲川 貴之（いなかわたかゆき） | Tel 011-218-1011 |
| ◎ 弁護士 伊藤 昇平（いとうしょうへい） | Tel 011-209-2100 |
| ◎ 弁護士 中谷 亜佑里（なかやあゆり） | Tel 011-280-3777 |

7. 相談の流れ →「10 手続の流れをみてみましょう！」参照

相談の申出後、速やかに上記名簿の8名の相談員の中から担当相談員（相談員2名。うち1名は、相談者の意向に反しない限り相談者と同性の弁護士）が選任され、相談申込者と都合の良い時間を調整して面談相談を行います。

相談では相談申出者のみと面談をします。その結果、4でご説明したとおり、アドバイスをするなどの相談で終了することもありますし、相談申出者が希望した場合や、特に悪質で調査を必要とする場合は、調査委員会が招集され、調査が行われます。

いずれの手続も、相談員や調査委員会には守秘義務がありますし、相談の内容などが第三者に漏れることはありません。

8. 調査委員会とは？

調査委員会は、上記6の相談員8名のうち、相談に応じた2名の相談員以外の中から選ばれた4名で構成されます。調査委員会では、相談申出者だけではなく加害者とされる者や目撃者など関係者からの聴取等を行い、事実関係を調査し、調査結果に基づいて必要かつ適切な措置を決定し、当会の会長に提案をします。

9. 調査した結果はどうなるの？

調査委員会は、調査に基づいて、措置を取るべきか、取るとすればどのような措置を取るべきか、について決定します。措置の内容は、当事者（加害者・被害者）への助言や指導をしたり、双方の調整を図るようなあっせんをしたりします。措置を取る必要がないと判断した場合でも、当事者には報告されます。

なお、性差別・ハラスメント相談窓口のご利用は、弁護士会の懲戒請求や損害賠償請求とは異なり、これらの時効を中断するものではありませんので、ご注意ください。

10. 手続の流れをみてみましょう！

